

日連 5 第 596 号  
(業 2 第 67 号)  
令和 5 年 8 月 21 日

税理士会会長 様

日本税理士会連合会  
会長 太田 直樹  
(公印省略)

**適格請求書等保存方式（インボイス制度）の円滑な実施への協力等について  
(周知依頼)**

標題に関し、国税庁より、令和 5 年 10 月 1 日からインボイス制度が実施されることに伴い、登録申請を行った時期等によっては令和 5 年 10 月 1 日までに登録通知が届かない事業者も想定されることから、事業者の状況に応じた適格請求書の円滑な交付方法や仕入税額控除の対応等について取りまとめた旨周知依頼がありました。

については、貴会において会員へ周知くださるようお願いいたします。

<参考資料>

- 国税庁依頼文書  
適格請求書等保存方式（インボイス制度）の周知等へのご協力をお願い（協力依頼）
- 別添 1  
インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023008-044.pdf>
- 別添 2  
リーフレット「インボイス制度において特にご留意いただきたい事項がございます」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023008-030.pdf>